

# 山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱

平成24年4月

環境省  
自然環境局

山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成 24 年 4 月 2 日

環境大臣 細野 豪志

### 山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱

#### (通則)

- 第 1 条 山岳環境保全対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）によるほか、この交付要綱の定めるところによる。
- 2 この交付要綱に定めのない細目については、環境省自然環境局長が別に定める山岳環境保全対策支援事業実施要領（以下「実施要領」という）によるものとする。

#### (交付の目的)

- 第 2 条 この補助金は、個人及び団体（以下「事業者」という。）が、山岳環境の保全等を推進するために必要な施設の整備を行うことを目的とする。

#### (事業者)

- 第 3 条 前条に規定する事業者とは、実施要領に定める要件を満たしている個人及び団体であること。

#### (交付の対象となる事業)

- 第 4 条 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める自然公園内において、山岳環境の保全及び登山利用等の安全確保を図るため山岳地域における排水・し尿処理施設、廃棄物の分別・処理施設等の整備を行う山岳環境保全対策支援事業であって、実施要領に定める事業実施の要件を満たしていること。

#### (交付の対象)

- 第 5 条 環境大臣は、前条に掲げる事業に要する経費のうち、補助金の対象として環境大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は次の各号に定める方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助事業における仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除出来る部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税相当額」という。))があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。

ただし、算出時において当該消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(1) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

(2) 前号と別表第1の第3欄に掲げる補助対象経費とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定し、2分の1を乗じて得た額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付申請は、様式1による交付申請書を別に定める日までに環境大臣に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 環境大臣は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは交付決定を行い、様式2による交付決定通知書を事業者に送付するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から起算して15日以内にその理由を付した書面をもって環境大臣に申し出なければならない。

(変更申請手続)

第10条 事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式3による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第11条 事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式4による申請書

を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容について、設置場所の変更又は浄化処理能力の変更（当初処理能力が対象とする周辺生活環境からみて十分余裕があり、かつ能力判断値の10%以内の変更を除く。）をする場合

(2) 別表第1の第2欄に定める補助対象経費相互間の経費の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の20%以内の変更を除く。）をする場合

ただし、前号の補助事業の内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、補助事業の内容の変更の手続きをもって、これに替えるものとする。

2 大臣は前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、または条件を付すことができる。

(補助事業の中止または廃止)

第12条 事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式5による申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延の届出)

第13条 事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式6による報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を越えないで、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。

(状況報告)

第14条 事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について環境大臣の要求があったときは、遅滞なく様式7による状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(事業者の合併・分割又は名称もしくは住所の変更)

第15条 事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称もしくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく環境大臣に報告しなければならない。

(実績報告書)

第16条 事業者は、補助事業を完了したとき（第12条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式8による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、第6条第1項ただし書の定めるところにより交付額を算出した場合に

において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 環境大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式9による交付額確定通知書により事業者に通知するものとする。

2 環境大臣は、事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 環境大臣は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式10による請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第19条 環境大臣は、第12条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部もしくは一部の取り消し又は変更することができる。

(1) 事業者が適化法、適化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定違反したことにより環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合。

(2) 事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更などにより、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合。

2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号の規定する場合を除き

その命令に係る補助金の受領の日から納付日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

第20条 事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 事業者は、取得財産等について、様式11による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 環境大臣は、事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

#### (財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

- 2 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- 3 事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号）に定める別紙様式1による申請を、また包括承認事項に係るものについては別紙様式2による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 前項の納付については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

#### (補助金の経理等)

第22条 事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。

- 2 事業者は、前項の帳簿その他の証拠書類を補助完了後5年間保管しておかなければならない。

3 環境大臣は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(消費税相当額の確定)

第23条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式12により速やかに報告しなければならない。なお、環境大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

2 前項の納付については、第17条第3項及び第4項の規定に準用する。

(補助事業の表示)

第24条 補助事業により整備された施設、機械器具には、環境省の補助事業である旨、明示しなければならない。

(標準処理期間)

第25条 環境大臣は、第7条又は第10条に規定する申請書が到達した日から起算して、原則として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助事業の繰越)

第26条 補助事業は、当該年度内に完了しなければならない。ただし、交付決定後止むを得ない事由のため、事業期間内に着手し、竣工の見込みがなくなった場合は様式13による報告書を作成し、これを当該年度の3月10日までに環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。

(その他)

第27条 特別の事情により、第6条、第7条、第9条、第10条、第13条及び第16条に定める算定方法又は手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境大臣が別に定めるものとする。

(附則)

本要綱は、平成24年4月2日から施行する。

別表第1

1 事業区分	2 基準額	3 補助対象経費
山岳環境保全対策支援事業	環境大臣が必要と認めた額	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費  労務費  直接経費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及びその他事業との関連を顧慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、</p> <p>②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、</p>



		<p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
	(間接工事費)	
	共通仮設費	
	現場管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費	<p>本工事費に付随する直接必要な工事費に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費	<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費	<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれを要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p>

様式1 (第7条関係)

番 号  
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

平成 年度 山岳環境保全対策支援事業費補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を実施したいので、山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱(平成 年 月 日付け環自国発第 号)第7条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を願いたく、関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円也  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
2. 補助金所要額調書 (別紙1)
3. 事業計画書 (別紙2)

# 補助金所要額調書

補助事業者  
住所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

(事業名: \_\_\_\_\_) (単位: 円)

総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 $(C) = (A) - (B)$	補助対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	国庫補助基本額 (G)	補助率 (H)	国庫補助所要額 $(I) = (G) \times (H)$	仕入に係る消費税等相当額 (J)	要国庫補助金額 $(K) = (I) - (J)$	備考

(注) 1. 「総事業費」欄には、( ) 書きで事業区分を記入の上、補助事業に要するすべての経費を記入すること。  
 2. 「基準額」欄には、環境大臣が必要と認められた額を記入すること。  
 3. 「選定額」欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記入すること。  
 4. 「国庫補助基本額」欄は、(C) 欄と (F) 欄とを比較して少ない方の額を記入すること。  
 5. 「国庫補助所要額」欄は、(G) 欄に記載された額に (H) 欄の補助率を乗じて得た額を記入すること。  
 6. (J) 欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、「未確定」と記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には、備考欄にも「該当無し」と、明らかでない場合は「未確定」と記入すること。  
 7. 各欄とも消費税及び地方消費税相当額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。  
 8. 「要国庫補助金額」欄は、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(別紙2)

### 事業計画書

事業の名称					
事業者(開設者)	施設名	所在地			
1 施設の規模及び構造等					
敷地の状況	敷地面積 m2(自己所有地, 借地, 買入(予定)地の別)				
事業の種別	(新築 増築 改築の別)				
建物の構造及び面積	建築面積 m2 ( 造)○階建 延べ面積 m2				
2 施工状況					
工事の施工方法	(直営 請負の別) 請負の場合 年月日 契約				
施工期間	着工平成 年月日 ~ 竣工平成 年月日				
3 整備費内訳					
区分	費目	面積	単価	金額	備考
補助対象事業分		m2	円	円	
	小計				
区分	費目	面積	単価	金額	備考
補助対象外事業分		m2	円	円	
	小計				
4 その他 参考事項					

(注) 1. 本様式は、交付要綱第4条に掲げる事業について作成すること  
2. 次の書類を添付すること。  
①補助対象区域の工事設計図、②工事費内訳、③現況写真

平成 年度山岳環境保全対策支援事業費補助金交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣      ○ ○ ○ ○

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、通知の別紙「山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱」（平成23年4月1日環自国発第110401001号。以下「交付要綱」という。）第4条に定める事業であり、その内容は平成 年 月 日付け第 号申請書記載のとおりである。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。  
ただし、補助事業の内容が変更された場合において、補助事業に要する経費または補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに交付要綱に従わなければならない。
- 4 この補助金の額の確定は、交付要綱第6条に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 5 この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における交付要綱第9条に定める申請の取り下げをすることが出来る期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。  
(交付決定日より15日後)

様式3 (第10条関係)

番 号  
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

平成 年度 山岳環境保全対策支援事業費補助金変更交付申請書

平成 年 月 日付け環自国発第 号をもって交付の決定を受けた平成 年度山岳環境保全対策支援事業費補助金に係る国庫補助申請額を次のとおり変更したいので、山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け環自国発第 号）第10条の規定により関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助変更申請額 金 円也  
(うち消費税額及び地方消費税相当額 円)

2. 変更の内容

3. 変更の理由

- (注) 1. 1の金額欄の上部に( )書きで交付決定額を記入すること。  
2. 添付書類は様式1、別紙1、2、に準じて作成すること。なお、変更部分を2段書きとし、上段に( )書きで変更前の数値を記載すること。

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

平成 年度 山岳環境保全対策支援事業

(計 画)  
経費配分

変更承認申請書

平成 年度 山岳環境保全対策支援事業に係る

(計 画)  
経費配分

を次とおり変更した

いので、山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱(平成 年 月 日付け環自国発第

号) 第11条第

(1)  
2

の規定により承認願いたく関係書類を添えて申請する。

1. 変更の内容

(経費名)

2. 変更の理由

- (注) 1. 経費の配分の変更の場合には、「1. 変更の内容」の欄に経費ごとの変更後の基本額を記載することとし、上部に( )書きにより当初の基本額を記入すること。
2. 1の金額欄の上部に( )書きで交付決定額を記入すること。
3. 添付書類は様式1、別紙1、2、に準じて作成すること。なお、変更部分を2段書きとし、上段に( )書きで変更前の数値を記載すること。

様式5（第12条関係）

番 号  
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

平成 年度 山岳環境保全対策支援事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け環自国発第 号で交付決定の通知を受けた山岳環境保全対策支援事業を次のとおり中止（廃止）したいので、山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け環自国発第 号）第12条の規定により承認願いたく関係書類を添えて申請する。

1. 中止（廃止）を必要とする理由
2. 中止の期間
3. 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
4. 中止（廃止）後の措置

（注） 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した事業の内容を記載した書類及び様式1の別紙2に中止（廃止）前の額を、中止（廃止）後の額の上部に（ ）書きにより併記すること。



番 号  
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

平成 年度 山岳環境保全対策支援事業遅延報告書

平成 年 月 日付け環自国発第 号で交付決定の通知を受けた山岳環境保全対策支援事業の遅延について、山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け環自国発第 号）第13条の規定により、下記のとおり指示を求めます。

1. 事故に対して採った措置
2. 遅延が補助事業に及ぼす影響
3. 遅延に係る金額
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し、添付すること。

様式7 (第14条関係)

平成 年度山岳環境保全対策支援事業状況報告 ( 年 月 日現在)

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

(事業名: ) 単位: 千円 (千円未満四捨五入)

(事業区分) 補助事業者	工期	総事業費	補助対象額	契約済額		支出済額		支出予定額					
				B	B/A	C	C/A	1/4	2/4	3/4	4/4		
			A	%		%							
計													

- (注) 1. 「事業区分」は、第4条に掲げる事業名を記入すること。  
 2. 「工期」欄は、実際の着手及び完了予定額を記入すること。  
 3. 「契約済額」「支出済額」の各欄は、補助対象額について記入すること。  
 4. 補助事業に係る事務費等請負契約の対象とならない経費については、支出を行ったときに当該支出額を契約済額及び支出済額として整理する。  
 5. %は小数点以下1位まで掲げるものとし、2位以下は切り捨てる。  
 6. 「支払予定額」欄は、事業施行のうえ各四半期に必要な前払、出来高払、精算私の額を記載のこと。  
 7. 繰越をした事業については、別葉とすること。

様式8 (第16条関係)

番 号  
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

平成 年度山岳環境保全対策支援事業費補助金に係る事業実績報告書

平成 年 月 日付け環自国発第 号をもって山岳環境保全対策支援事業費補助金の交付決定を受けた補助事業に係る実績について、山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け環自国発第 号）第16条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 国庫補助精算額 金 円也  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
2. 補助事業の実施状況
3. 補助金精算額調書 (別紙1)
  - (1) 補助事業の内容
  - (2) 補助事業の効果
4. 事業実績報告書 (別紙2)
5. 添付書類
  - (1) 写真(工程等がわかるもの)
  - (2) その他の参考資料(領収書等を含む)

# 補 助 金 精 算 額 調 査 書

補助事業者 住所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

(事業名： )

(単位：円)

(事業区分) 総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C) = (A) - (B)	補助対象経費の実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	国庫補助基本額 (G)	補助率 (H)	国庫補助所要額 (I)	仕入に係る消費税等相当額 (J)	要国庫補助金額 (K) = (I) - (J)	国庫補助交付決定額 (L)	国庫補助受入済額 (M)	差引過不足額 (N) = (M) - (K)	備考

(注)

1. 「総事業費」欄は、補助事業に要したすべての経費を記入すること。
2. 「基準額」欄は、環境大臣が必要と認めたと認めた額を記入すること。
3. 「選定額」欄は、「(D) 欄」と「(E) 欄」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
4. 「国庫補助基本額」欄は、「(C) 欄」と「(F) 欄」とを比較して少ない方の額を記入すること。
5. 「国庫補助所要額」欄は、「(G) 欄」に記載された額を「(H) 欄」の補助率を乗じて得た額を記入すること。
6. 「(J) 欄」には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、その額を記入すること。ただし、当該補助金等相当額がない場合は、備考欄に「該当無し」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
7. 「要国庫補助金額」欄は、算出された額に、000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
8. 「国庫補助交付決定額」欄は、既に交付決定を受けた額を記入すること。
9. 「国庫補助受入済額」欄は、「(I) 欄」のうち交付決定を實際に受け入れた額を記入すること。
10. 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

(別紙2)

事業実績報告書

事業の名称					
事業者(開設者)	施設名	所在地			
1 施設の規模及び構造等					
敷地の状況	敷地面積 m2(自己所有地, 借地, 買入(予定)地の別)				
事業の種別	(新築 増築 改築の別)				
建物の構造及び面積	建築面積		m2		
	( 造 ) ○ 階建				
		延べ面積		m2	
2 施工状況					
工事の施工方法	(直営 請負の別) 請負の場合 年 月 日 契約				
施工期間	着工平成 年 月 日 ~ 竣工平成 年 月 日				
3 整備費内訳					
区分	費目	面積	単価	金額	備考
補助対象事業分		m2	円	円	
	小計				
区分	費目	面積	単価	金額	備考
補助対象外事業分		m2	円	円	
	小計				
4 その他 参考事項					

- (注) 1. 本様式は、交付要綱第4条に掲げる事業について作成すること  
2. 次の書類を添付すること。  
①補助事業完成後の施設の全景及び補助対象事業の概要を示す写真 ②契約書及び請求書の写、  
③補助事業完成後の施設の構造概要及び平面図 (必要により室の用途を示すこと。) ④補助対象区域の工事設計図 ⑤工事内訳及び事務費内訳 ⑥建築基準法第7条の規定による検査済証の写

平成 年度山岳環境保全対策支援事業費補助金交付額確定通知書

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

平成 年 月 日付け環自国発第 号にて交付決定した平成 年度山岳環境保全対策支援事業費補助金については、平成 年 月 日付け 第 号にて提出のあった事業実績報告に基づき、下記のとおり確定したので、山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け環自国発第 号）第17条第1項の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣 ○ ○ ○ ○

記

確 定 額 金 円

環境大臣 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

平成 年度山岳環境保全対策支援事業費補助金（精算払・概算払）請求書

平成 年 月 日付け環自国発第 号で交付決定（交付額確定）の通知を受けた山岳環境保全対策支援事業費補助金の（精算払・概算払）を受けたいので、山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱第18条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

(精算払の場合)

(単位：千円)

交付決定額	確定額 (A)	概算払受領済額 (B)	差引請求額 (A) - (B)

(概算払の場合)

(単位：千円)

交付決定額 (A)	概算払受領済額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A) - (B) - (C)

3 振込先の金融機関等

金融機関名	支店名	預金の種別	口座番号	名義 (フリガナ)

4 精算払・概算払を必要とする理由

様式11 (第20条関係)

取得財産等管理台帳 (平成 年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱第21条第1項に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。



第 号  
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

平成 年度山岳環境保全対策支援事業費補助金の消費税及び地方消費税  
に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け環自国発第 号により交付決定があった山岳環境保全対策支援事業費補助金について、山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け環自国発第 号）第23条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額（平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）  
金 円
2. 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額  
金 円
3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額  
金 円
4. 補助金返還相当額（3-2） 金 円
5. 参考となるその他書類（3.の金額の積算の内訳等）

様式13 (第26条関係)

番 号  
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

平成 年度山岳環境保全対策支援事業費補助金完了予定期日変更及び繰越報告書

市 区 町 村 名			事 業 費					
			補助基本額	補助率	国庫補助額			
事業着手年月日	国庫補助指令済額	補 助 金 受 入 調 書				補助金繰越予定額		
		受入済額	受入予定額	計				
	イ 円	円	円	ロ 円	イ-ロ 円			
3月31日まで事業費支払確定予定額の算出の基礎					ホ	事業完了予定日		
ハ 事業支払義務確定額		ニ 事業費支払予定額	ハ+ニ 3月31日まで事業費支払確定予定額	事業費繰越予定額		現申請		
支払済額	支払義務額	計	円	円	円	今回申請		
円	円	円	円	円	円			
事業費支出予定額年度別内訳								
費目	工種	当初事業内容		当該年度支払確定予定額		翌年度繰越予定額		摘要
		規模及び構造	金額	数量	金額	数量	金額	
			円		円		円	
繰越の理由								
その他の参考事項								

- (注) 1. 「事業費」、「国庫補助指令済額」、「補助金受入調書」、「補助金繰越予定額」、「3月31日まで事業費支払確定予定額の算出の基礎」及び「事業費繰越予定額」には、消費税及び地方消費税相当額を含む。
2. 「受入予定額」とは、3月31日までの事業費支払確定予定額に相当する補助額から「受入済額」を控除した額をいう。
3. 「事業支払義務確定額 ハ」とは、補助対象事業が既に完成された分（法律上の給付行為）に対する事業費の支払済額及び支払義務額（現在までの支払義務確定額）をいう。
4. 「事業費支払予定額 ニ」とは、補助対象事業の未完成部分について3月31日までに完成の見込のある事業に要する費用をいう。
5. 「事業費繰越予定額 ホ」とは、「補助基本額」から3月31日までの事業費支払確定予定額を控除した額をいう。
6. 「事業費支払予定額年度別内訳」の記載事項については、補助申請書の事業費明細書の該当部分を記載すること。
7. 本報告書提出後、繰越額確定計算書作成までの間に変動があった場合は、速やかに訂正のうえ提出すること。